

(一関市宿泊交流研修施設条例の一部改正)

改正前				改正後					
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）					
1 [略]				1 [略]					
2 研修室				2 研修室					
区分		単位	利用料金の限度額		区分		単位	利用料金の限度額	
			午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで				午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
フラワーホール		1 時 間	<u>320 円</u>	<u>420 円</u>	フラワーホール		1 時 間	<u>600 円</u>	<u>780 円</u>
ドリームホール	全 面		<u>420 円</u>	<u>550 円</u>	ドリームホール	全 面		<u>1,000 円</u>	<u>1,300 円</u>
	半 面		<u>320 円</u>	<u>420 円</u>		半 面		<u>600 円</u>	<u>780 円</u>
備考				備考					
1・2 [略]				1・2 [略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。									